

## 「ヤナセ天然スギの今後の取扱いに関する検討委員会」開催要領

### 第1 趣旨

四国森林管理局（高知営林局）では、魚梁瀬地方の国有林に分布するヤナセ天然スギの計画的、持続的な供給とヤナセスギの銘柄の維持を図る観点から、昭和52年にヤナセ天然スギの供給計画を策定し、以降、5回にわたり、供給可能な資源量等に応じた計画の策定（見直し）を行ってきたところである。

現行計画の策定から10年が経過し、この間、ヤナセ天然スギの資源量や天然林資源を取り巻く諸情勢にも変化が生じていることから、平成30年度を始期とする安芸森林計画の森林計画に反映すべく、ヤナセ天然スギの今後の取扱いについて検討を行う、学識経験者等を構成員とした「ヤナセ天然スギの今後の取扱いに関する検討委員会」（以下「検討委員会」）を開催する。

### 第2 委員

委員は、学識経験者等により構成する。

### 第3 座長

- (1) 検討委員会の座長は、委員の互選により選任する。
- (2) 座長は議事の運営をする。
- (3) 座長は検討委員会の承諾を得て、委員の中から座長代理を指名することができる。

### 第4 運営

- (1) 検討委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- (2) 検討委員会は、原則公開とする。ただし、検討委員会の運営に支障があると認められる場合には、座長は検討委員会を非公開とすることができる。
- (3) 座長は、検討委員会の運営にあたり必要があると認めた時は、委員以外のものにヒアリング等を行うことができる。
- (4) 検討委員会の議事概要等については、四国森林管理局のホームページにより公開する。
- (5) その他、検討委員会の運営に関し必要な事項は、座長が検討委員会に諮って定める。

### 第5 旅費・謝金について

検討委員会の委員には、「国家公務員等の旅費に関する法律」(昭和25年法律第114号)及び「謝金の支払い基準について」(平成26年4月11日付26四経第25号)に基づき、旅費及び謝金を支払う。

### 第6 事務局

検討委員会に関する庶務は、四国森林管理局計画課において行う。